

岩手県告示第205号

学校法人等の行うことのできる収益事業の種類（平成21年岩手県告示第344号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
第2 収益事業の種類は、 <u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）</u> に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 。 (1)～(18) [略]	第2 収益事業の種類は、 <u>日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）</u> に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 。 (1)～(18) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	